

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

平成25年4月1日(月)から、登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスクのお問い合わせの受付終了時間が21時から19時に変更となるため、申請用総合ソフトの「お問い合わせ先」画面を変更する。

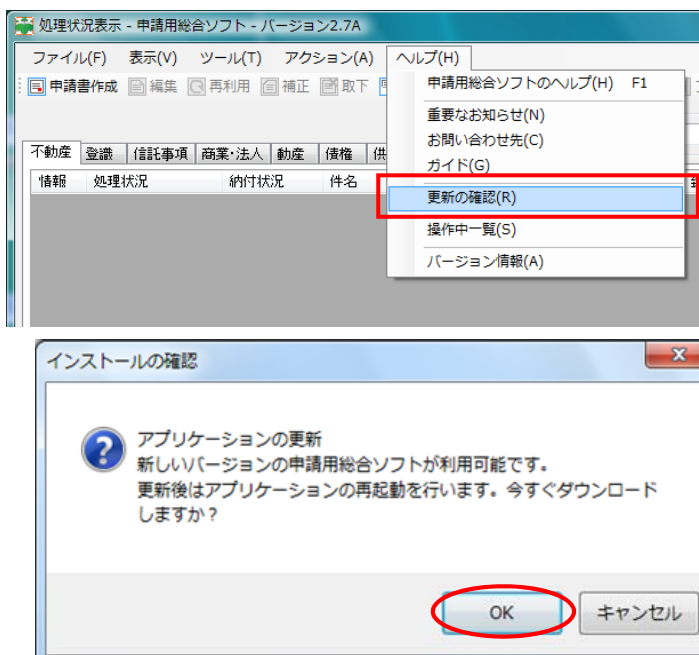
2 バージョンアップの方法

- (1) 平成25年3月29日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。